

令和6年8月1日

都城市職員が、宮崎県迷惑行為防止条例違反により逮捕されたことをお知らせします。
現在、事実の詳細を確認中であり、本件に係る当該職員への処分につきましては、警察の捜査状況結果等を踏まえて対処する予定です。

今回、本市職員が起こした事件につきまして、被害に遭われた方をはじめ、市民の皆様並びに関係機関各位の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

今後、全職員がなお一層綱紀の肅正及び服務規律の確保に努め、信頼の回復に努めてまいります。

《事件の内容》

- 対 象 者 総務部契約課 課長 はしぐち 橋口 じゅんや 淳也(53) 男
- 日 時 令和6年8月1日(木) 午後0時38分頃
- 場 所 都城市内
- 事件概要 都城市内のコンビニエンスストアにおいて、正当な理由がないのに、小型カメラを10代女性のスカート内に差し向けたもの
- そ の 他 当該事件は休憩時間(勤務時間外)に発生したもの

市長コメント

このたび、本市職員が宮崎県迷惑行為防止条例違反により逮捕されたという事実を受け、被害に遭われた方をはじめ、市民の皆様並びに関係機関各位の皆様に多大な御迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当該職員については、事実関係を確認した上で、厳正に対処してまいります。

今後は、改めて綱紀肅正を徹底するとともに、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。